

指定給水装置工事事業者の皆様へ指定更新のお知らせ

2019年10月1日より指定給水装置工事事業者は、5年ごとの更新が必要となります。

水道法の一部が改正されたことに伴い、2019（令和元）年10月1日より指定の更新制が導入されます。この改正により、指定の有効期間が従来の無制限から5年間となることから、指定給水装置工事事業者様におかれましては、有効期間内での更新手続きが必要となります。初回の更新時期につきましては、政令の規定に基づき、従前の制度で指定を受けた日によって、更新までの有効期間が異なりますので、該当する機関を確認のうえ、期間内での手続きをお願い致します。

1. 有効期間及び更新の受付期間

※初回の更新手続きについては、[糸満市水道部より事前に通知](#)します。

令和元年10月1日における指定の有効期間

糸満市より指定を受けた日	初回更新までの指定の有効期間
平成10年4月1日～平成11年3月31日	2020（令和2）年9月29日まで
平成11年4月1日～平成15年3月31日	2021（令和3）年9月29日まで
平成15年4月1日～平成19年3月31日	2022（令和4）年9月29日まで
平成19年4月1日～平成25年3月31日	2023（令和5）年9月29日まで
平成25年4月1日～令和元年9月30日	2024（令和6）年9月29日まで

2. 更新時に必要な提出書類及び持参するもの（水道法第25条の2を準用）

- (1)様式第1（新規指定時の申請書と同様）
- (2)様式第2（欠格要件に該当しないことの誓約書）
- (3)機械器具調書
- (4)定款及び登記事項証明書（法人）又は住民票の写し（個人）
- (5)給水装置工事主任技術者免状番号を確認できるもの（免状及び技術者証の写し）

3. 糸満市が確認する項目（給水装置工事事業者の指定制度等の適正な運用について）

【確認する内容】

- (1)指定給水装置工事事業者の講習会の受講実績
- (2)指定給水装置工事事業者の業務内容（営業時間、漏水修繕、対応工事等）
- (3)給水装置工事主任術者等の研修会の受講状況
- (4)適切に作業を行うことのできる技術を有する者の従事状況

お問い合わせ先：糸満市水道部 工務課 水道係（電話 098-995-2457）